

(様式第1号)

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【令和 7 年度】

※1～6, 9:施設所管課記入
7:指定管理者記入
8:指定管理者及び施設所管課記入

指定管理者名	株式会社 大崎市三本木振興公社
施設所管課	大崎市三本木総合支所 地域振興課

1. 施設名

施設名	大崎市三本木地域農林産物展示販売施設	施設の住所	宮城県大崎市三本木字大豆坂63番地13
		電話番号	0229-52-6232

2. 施設の概要

設置年月日	平成13年 3月15日	設置条例等	大崎市三本木地域農林産物展示販売施設条例
設置目的	農林業を基軸とし、各種産業が有機的に連携し、協力し合う産業の複合化を強く推進するとともに、農林業の振興、就職機会の確保及び住民の食文化の向上を図ることを目的とする。		
施設の内容	木造平屋建て、建築面積423.98㎡、販売コーナー、調理室、食堂、事務室、トイレ、下り線駐車場、上り線トイレ、上り線駐車場		
利用料金	無料		
閉館日、開館時間	年中無休、営業時間:午前9時から午後6時まで(トイレ、駐車場は24時間)		

3. これまでの管理運営状況

期 間	管 理 形 態	管理受託者又は指定管理者等
平成 13 年度～平成 17 年度	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他 2	三本木町振興公社
平成 18 年度～平成 20 年度	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他 3	大崎市三本木振興公社
平成 21 年度～令和 2 年度	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他 3	大崎市三本木振興公社

4. 現指定管理者の指定期間

指定期間	令和 3年 4月 1日 ～ 令和 8年 3月31日 (5 年 0 ヶ月)
選定方法	2 1.公募 (応募者数: 団体) 2.非公募

5. 指定管理料

令和 7 年度(ア)	令和 6 年度(イ)	(ア) - (イ)
7,762 千円	7,762 千円	0 千円

※(ア)は当該年度、(イ)は前年度とし、それぞれ決算額ベース。

6. 指定管理者が行う管理運営業務の内容

指定事業(業務): ・施設全般維持管理に関する業務 ・休憩施設等の提供に関する業務 ・観光及び道路情報等の提供に関する業務 ・地域特産品の展示販売に関する業務 ・駐車場の管理に関する業務 ・施設で開催される各種事業の開催協力に関する業務 ・その他、大崎市三本木地域農林産物展示販売施設の設置目的を達成するために必要な業務
自主事業:食堂及び軽食コーナーの運営

7. 利用実績等

(1)利用者数

(単位:人, 件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
令和 6 年度	15,675	18,656	14,746	14,569	20,558	16,107	17,113	16,192	12,948	11,978	11,566	16,448	186,556
令和 7 年度	15,266	17,405	14,766	15,676	22,461	16,272	16,021	16,489	13,752	12,492	13,752	17,043	191,395

主な増減要因	前年度との比較で4,839人増。主な要因としては、令和元年度から新型コロナウイルス感染症に伴い、売り上げが大きく減少したが、徐々に客足が戻ってきている。但し、コロナ以前までの回復には至っていない状況である。
--------	---

※上段に前年度実績を記載し、下段に当該年度実績を記載すること。

※指定事業に係る利用者数を記載し、自主事業による人数・件数は記載しないこと。

(2)利用料金収入

(単位:千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
令和 6 年度	13,766	15,982	12,641	12,225	19,236	16,170	15,046	14,734	12,537	10,761	12,149	17,828	173,075
令和 7 年度	13,340	15,413	12,535	12,943	20,393	15,478	14,216	14,760	13,745	11,684	13,234	17,658	175,399

主な増減要因	前年度との比較で2,326千円の増。主な要因としては、利用者の増加によって売上が伸びたことに増額となった。
--------	---

※上段に前年度実績を記載し、下段に当該年度実績を記載すること。

※指定事業に係る利用料金を記載し、自主事業による収入は記載しないこと。

※地場産品等の販売及び飲食物の提供による売り上げ含む。

(3)サービス向上や利用者数の増加等のために実施した主な取組み

【販売】

- ・野菜等の地場産品の充実及び新商品の入荷。
- ・道の駅三本木やまなみオリジナルの日本酒「駅酒三本木」を企画製造し、4合瓶約500本を大好評で販売できた。

【食堂】

- ・基本メニューの充実と新メニュー及び季節ごとの日替わりメニューの提供。

【軽食】

- ・新メニューの提供。

【その他】

- ・構内の除草や清掃を徹底し、利用者が気持ちよく利用できる様に心がけた。

(4)施設利用者の主な声やその対応状況

【販売】

- ・地場産の野菜が安くて新鮮。
- ・クレジットカードや電子マネーが使えるので、買い物しやすい。

【食堂】

- ・安価で美味しく、ボリュームがある。
- ・カウンターやテーブルの他に小上がりがあり、子供連れでも利用しやすい。
- ・朝から営業している際は、朝食にも利用できる。

【軽食】

- ・ひまわりソフトが美味しい。冬には、味噌おでんや焼き芋もある。

【その他】

- ・夜間でも店の前が明るいので、トイレが利用しやすい。

(5)施設の管理運営における課題

設置から二十数年が経過しており、建物や設備に経年劣化等による汚れや傷み、不具合等が多くなってきている。

8. 管理運営状況

評価項目	評価基準	自己評価	所管評価
------	------	------	------

1 施設全般の管理運営に関する業務 ※ 該当しない項目については、「－」を記入してください。

(1) 人員配置	管理運営に必要な人員及び有資格者を配置している。	○	○
(2) 職員研修	業務に必要な職員研修や教育等を適切に行っている。	○	○
(3) 管理記録	各種の管理記録(業務日誌等)を適切に整備、保管している。	○	○
(4) 安全管理	日常の安全管理や緊急時のマニュアル整備等の体制を整備している。	○	○
(5) 清掃・維持管理	施設、設備等の保守点検や維持管理等を適切に行っている。	○	○
(6) 施設等の修繕	施設や備品等の修繕を適切に行っている。	○	○

2 利用者に関する業務

(1) 利用状況	事業計画書等に基づく利用者数や施設の稼働率がある。	○	○
(2) 利用料金	利用料金の設定、徴収、減免、還付等の手続きを適切に行っている。	○	○
(3) 利用者満足度	利用者ニーズの把握に向けた取組みを行っている。	○	○

3 事業の実施

(1) 指定事業	仕様書、事業計画書に基づく事業を実施している。	○	○
(2) 自主事業	施設の設置目的に沿った自主事業を実施している。	○	○

4 個人情報の取扱い

(1) 個人情報の保護	協定書等に基づき適切に個人情報を取扱っている。	○	○
-------------	-------------------------	---	---

5 管理運営業務の収支等

(1) 収支状況	事業計画書等に基づく妥当な事業収支である。	○	△
(2) 効率的な運営	経費の節減や利用料金収入の向上に向けた取組みを行っている。	○	○
(3) 経理事務	専用口座、帳簿等を備え、適切な経理事務を行っている。	○	○

評価	評価の考え方
◎ (優 良)	協定書や事業計画書等より優れた内容で管理運営を行った。
○ (良 好)	協定書や事業計画書等に基づき適正な管理運営を行った。
△ (課題有)	協定書や事業計画書等を下回る内容であり、一部の業務に改善が必要である。
× (改善要)	協定書や事業計画書等に基づく管理運営が行われなかったため改善を要する。

9. 施設所管課の総合評価

令和7年度は前年度より総収入が増加、総経費は減少傾向にあり、利用者の増加や経費削減の取り組みが成果として確認できた。
 今回の管理運営状況を踏まえ、令和8年度も継続できるよう分析や改善を行い、経費削減や更なる新規利用者の増加に向けた取り組みに期待する。
 一方で、指定管理事業(自主事業含む)としての収支決算で、活動実績(主に地域まつり)と経理の状況が聞き取りをしなければ分からない箇所があり、それらの関連性等を具体的に示すよう留意願いたい。

(様式第1号)

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【令和 7 年度】

※1～6, 9:施設所管課記入
7:指定管理者記入
8:指定管理者及び施設所管課記入

指定管理者名	株式会社 大崎市三本木振興公社
施設所管課	大崎市三本木総合支所 地域振興課

1. 施設名

施設名	大崎市三本木亜炭記念館	施設の住所	宮城県大崎市三本木字大豆坂63番地24
		電話番号	0229-52-6232

2. 施設の概要

設置年月日	平成元年 3月20日	設置条例等	大崎市三本木亜炭記念館条例
設置目的	亜炭民俗資料、考古資料、文書資料等の歴史に関する資料を収集し保管公開及び資料に関する調査等を行い、もって地域の文化向上に資することを目的とする。		
施設の内容	鉄筋コンクリート平屋建て、建築面積479㎡、中央ホール、展示室、研修室、ギャラリー、事務室、トイレ		
利用料金	無料、市民ギャラリーで販売を伴う場合有料		
閉館日、開館時間	年中無休、開館時間:午前9時から午後5時まで		

3. これまでの管理運営状況

期 間	管 理 形 態	管理受託者又は指定管理者等
平成 13 年度～平成 17 年度	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他 2	三本木町振興公社
平成 18 年度～平成 20 年度	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他 3	大崎市三本木振興公社
平成 21 年度～令和 2 年度	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他 3	大崎市三本木振興公社

4. 現指定管理者の指定期間

指定期間	令和 3年 4月 1日	～	令和 8年 3月31日	(5 年 0 ヶ月)
選定方法	2	1.公募 (応募者数: 団体)	2.非公募	

5. 指定管理料

令和 7 年度(ア)	令和 6 年度(イ)	(ア) - (イ)
4,852 千円	4,852 千円	0 千円

※(ア)は当該年度、(イ)は前年度とし、それぞれ決算額ベース。

6. 指定管理者が行う管理運営業務の内容

指定事業(業務): ・施設全般維持管理に関する業務 ・利用許可、取り消しに関する業務 ・利用料金の徴収、減免及び返還に関する業務 ・その他、大崎市三本木亜炭記念館の設置目的を達成するために必要な業務。
自主事業: ・無し

7. 利用実績等

(1)利用者数

(単位:人, 件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
令和 6 年度	121	160	64	110	150	114	230	86	66	39	80	128	1,348
令和 7 年度	153	182	172	163	242	136	127	157	39	68	206	117	1,762

主な増減要因	前年度との比較で414人の増。新型コロナウイルス感染症以降は大きく減少したが、徐々に来場者も増えてきている状況である。
--------	---

※上段に前年度実績を記載し、下段に当該年度実績を記載すること。

※指定事業に係る利用者数を記載し、自主事業による人数・件数は記載しないこと。

(2)利用料金収入

(単位:千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
令和 6 年度	2.2	6.6	6.6	6.6	0	6.6	0	2.2	0	0	0	11	41.9
令和 7 年度	11	4.4	4.4	6.6	0	4.4	0	0	0	0	0	4.4	35.3

主な増減要因	市民ギャラリーは冷暖房設備がなく夏場、冬場の利用には制限が出てくる。また、各種団体の毎年の行事が、有料イベントにおいても概ね固定化していると考えられる。
--------	--

※上段に前年度実績を記載し、下段に当該年度実績を記載すること。

※指定事業に係る利用料金を記載し、自主事業による収入は記載しないこと。

※地場産品等の販売及び飲食物の提供による売り上げ含む。

(3)サービス向上や利用者数の増加等のために実施した主な取組み

- ・市民ギャラリーでの展示会等の開催。
- ・冊子「ふるさとの亜炭」の販売。
- ・ホームページ、冊子等への記事掲載。
- ・つるしびな、ひな壇等の展示。

(4)施設利用者の主な声やその対応状況

- ・市民ギャラリーの展示を楽しみにしている。
- ・希少な亜炭の博物館、懐かしい古いオート三輪も展示してある。

(5)施設の管理運営における課題

- ・展示室や市民ギャラリーには、空調機(冷暖房)が設置されておらず、特に夏季・冬季の利用者や来館者の安全管理や利用率の低下に繋がりがねない。
- ・市民ギャラリーの展示予定に空きがある。ホームページ等で随時募集しているが、利用者が固定化してきている。
- ・設置から三十数年が経過しており、建物や設備に経年劣化等による汚れや傷み、不具合等が多くなってきている。

8. 管理運営状況

評価項目	評価基準	自己評価	所管評価
------	------	------	------

1 施設全般の管理運営に関する業務 ※ 該当しない項目については、「－」を記入してください。

(1) 人員配置	管理運営に必要な人員及び有資格者を配置している。	○	○
(2) 職員研修	業務に必要な職員研修や教育等を適切に行っている。	○	○
(3) 管理記録	各種の管理記録(業務日誌等)を適切に整備、保管している。	○	○
(4) 安全管理	日常の安全管理や緊急時のマニュアル整備等の体制を整備している。	○	○
(5) 清掃・維持管理	施設、設備等の保守点検や維持管理等を適切に行っている。	○	○
(6) 施設等の修繕	施設や備品等の修繕を適切に行っている。	○	○

2 利用者に関する業務

(1) 利用状況	事業計画書等に基づく利用者数や施設の稼働率がある。	○	○
(2) 利用料金	利用料金の設定、徴収、減免、還付等の手続きを適切に行っている。	○	○
(3) 利用者満足度	利用者ニーズの把握に向けた取組みを行っている。	○	○

3 事業の実施

(1) 指定事業	仕様書、事業計画書に基づく事業を実施している。	○	○
(2) 自主事業	施設の設置目的に沿った自主事業を実施している。	○	○

4 個人情報の取扱い

(1) 個人情報の保護	協定書等に基づき適切に個人情報を取扱っている。	○	○
-------------	-------------------------	---	---

5 管理運営業務の収支等

(1) 収支状況	事業計画書等に基づく妥当な事業収支である。	○	○
(2) 効率的な運営	経費の節減や利用料金収入の向上に向けた取組みを行っている。	○	○
(3) 経理事務	専用口座、帳簿等を備え、適切な経理事務を行っている。	○	○

評価	評価の考え方
◎ (優良)	協定書や事業計画書等より優れた内容で管理運営を行った。
○ (良好)	協定書や事業計画書等に基づき適正な管理運営を行った。
△ (課題有)	協定書や事業計画書等を下回る内容であり、一部の業務に改善が必要である。
× (改善要)	協定書や事業計画書等に基づく管理運営が行われなかったため改善を要する。

9. 施設所管課の総合評価

適正に施設管理いただいている。

市民ギャラリーの積極的な利用を促すPR方法等を検討いただき、道の駅利用者からの誘導だけでなく、亜炭記念館から道の駅への誘導も図られるよう、施設全体での来館者の増加に努めていただきたい。